認定事業場 一般社団法人 かながわ土地建物保全協会

(横浜市中区日本大通 33 神奈川県住宅供給公社ビル 内)

代表者 会長 久保寺啓二

認 定 日 平成 28 年 9 月 1 日

法人の概要

本法人は神奈川県住宅公社(現在の神奈川県住宅供給公社)の関係団体として昭和36年3月に「社団法人神奈川県住宅保全協会」として設立されて以降、神奈川県・神奈川県住宅供給公社・県内市町村の公営住宅、神奈川県住宅供給公社の融資を受けた住宅、大規模複合施設ほかの土地・建物の保全・管理の事業、設計コンサルタントの事業、高齢者ライフサポート事業等を営んでいる。

事業活動の拠点施設は、上記に所在する協会本部のほか、県内 12 の地区サービスセンター(管理事務所)等を有し、平成 28 年 4 月 1 日現在で、管理を受託する住宅戸数は約 89,000 に及ぶ。

安全衛生に関する積極的な取組

1. 法人内イントラネットで県内 12 に及ぶ出先事業場の労働者との情報共有と本部・出先間の双方向情報発信を可能とすることにより、労働安全衛生活動に全ての労働者が参画するという職場環境が形成されている

職場における職員の安全と健康の増進に向け、法人トップが、事業活動を通じた 安全衛生の取組を経営の最重要課題とすることを経営の基本理念として掲げ、かか る基本理念のもとに示した安全衛生に関する行動指針の具体化のために、全事業場 を対象に構築したイントラネットによって全ての労働者との間で労働安全衛生に 関する情報共有、双方向の情報発信を可能とするしくみを整備して、全ての労働者 が安全衛生活動に参加できる職場環境を形成し、労働者からの意見聴取やフィード バックを通じて、労働安全衛生管理計画の着実な実施を図っている。

2. 安全衛生を含めた管理のシステム(組織内ルールほか)を確立している

取得済みのISO9001·14001に即し、安全衛生面のみならず、事業活動の具体的なベースとなる作業・事務全般に関する規定化・マニュアル化を図り、規定・マニュアル等の評価~問題点の分析~改善案の策定~職場意見をふまえた改善策・方向の決定というしくみを確立している。

3. 健康保持・増進や安全に関する組織的・継続的な熱意が認められる

独自の共済会による福利・厚生や健康保持増進のための活動、健康保険組合による健康の保持・増進に向けたサポート事業活動に、労働者が自主的に参加し易い環

境・雰囲気づくりを図っているほか、神奈川県の子ども・子育て支援推進条例に基づく認証の取得、未病を治すかながわ宣言協力事業所への登録、安全運転管理者連合会・主催の事故防止コンクールでの無事故顕彰など、法人組織全体として健康の保持・増進や事故防止に向けた活動への参加に積極的に取り組んでいる。

労働安全衛生への取組み

当協会では、職場における職員の安全を確保するとともに健康の増進を図るため、事業活動を通じて全職員が一丸となって様ざまな安全衛生活動を推進し、健康で働きやすい職場環境づくりに取組んでおります。

当協会は国際規格である IS014001 並びに IS09001 を認証 取得しており、常に環境負荷の低減と品質の向上に念頭に 置きつつ快適な職場環境を確保するため、事業活動を職員 で組織する労働組合や衛生委員会との積極的な意見交換の もとに職員の危険防止及び健康障害の防止に係る基本的な 対策や定期的な職場巡回点検など、継続的かつ計画的に労 働環境の維持改善に積極的に取組んでおります。



1 労働安全衛生方針

【基本理念】

当協会は、職場における職員の安全を確保するとともに健康の増進を図るため、事業活動を通じた安全衛生への取組みを経営の最重要課題の一つとして捉え、職員の労働安全衛生に努め、全職員が一丸となって安全衛生活動に取組むことにより、健康で働きやすい職場環境づくりを実現してまいります。

【行動指針】

職員の健康増進及び快適な職場環境を形成していくため、次の活動を自主的・積極的に取組むことにより、労働災害の防止はもとより安全で快適な職場環境づくりを確立していく決意である。

- (1) 労働災害及び疾病を予防し、安全で快適な職場環境づくりに努める
- (2) 労働安全衛生に関連する法規制等を遵守する
- (3) 全職員に対する労働安全衛生教育を徹底する
- (4) 安全衛生活動へ積極的に取組み、全職員の意識の高揚を図る
- (5) 具体的な労働安全目標を定め、定期的に見直す
- (6) 労働安全衛生方針は公開する

2 職員の健康維持増進

(1) 定期健康診断

労働安全衛生法に基づく定期健康診断のほか、特定検診による生活習慣の改善が必要と認められる職員には特定保健指導を積極的に利用するよう指導しております。また、女性のための婦人科検診を取入れ、職員の健康管理に努めております。

(2) メンタルヘルス対策

職員のメンタルヘルス対策として、メンタルヘルス不調の未然防止と必要に 応じた環境改善を図り、働きやすい職場環境づくりに向けて次のとおり組織一 丸となって取組んでおります。

ア 定期的なメンタルヘルス研修

メンタルヘルス全般に関する研修を毎年定期的に実施し、単なる集合研修による受動的な研修とならないようディスカッション形式による意見交換の時間などを取入れ、職員自らが積極的に参加する形式の研修に心がけ、意識の向上に努めております。

≪ 外部講師によるメンタルヘルス研修 ≫





イ ストレスチェック制度

職員が身体と心の健康づくりに心がけ、ストレス状態に落ち入らないよう 未然予防の一環として社内イントラネットを活用した「ストレス度診断・過 労度チェック」を平成23年度から取入れ、実施しております。

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、平成27年12月から「ストレスチェック」と面接指導の実施等が事業者に義務付けられておりますが従前から実施している取組みを法令に基づき、より一層充実させるとともに職員のメンタルヘルス不調の未然防止と必要に応じた改善に組織全体で取組んでおります。

また、季節に応じて衛生委員が輪番制により独自の啓発ポスターを作成の うえ配付するなど、職員一人ひとりの参画による明るい職場環境づくりに努 めております。





(3) ボーリング大会の実施

福利厚生活動の一環として、職員の親睦とコミュニケーションを図ることを 目的として毎年ボーリング大会を実施しております。

3 過重労働防止対策

職員の健康維持と効率的な業務遂行を実現するうえで、時間外勤務の管理を徹底するとともに次に掲げる対策を促進し、過重労働を防止することにより心身ともに健全な状態で最大限の能力が発揮できるよう取組んでおります。

(1) ノー残業デーの実施

毎週水曜日、給料日、自己・家族の誕生日、結婚記念日、地域行事の日等を ノー残業デーとして設定

(2) 連続休暇の推奨

家族とふれあう時間や自己啓発など充実した生活環境を整えるべく毎年7月から9月をワークライフバランス推進運動月間と位置付け、衛生委員が輪番制により独自の啓発ポスターを作成のうえ全職員に周知するなど、ライフサイクルに応じた連続休暇の取得を推奨しております。



(3) 仕事と子育て・介護の両立支援

育児や家族介護を必要とする職員が、仕事と両立させながら安心して働くことのできる職場環境を整備し、職場、家庭において能力を発揮し、活躍できる環境づくりに努め、組織の活性化と職員定着の促進に取組んでおります。

また、介護は介護特有の様ざまな事情があり、直面する職員に応じた課題に目を向けて、仕事と生活が調和できる労働環境を整えております。

≪「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」を認証 ≫



4 労働災害対策

当協会では、労働災害の未然防止を目的として次に掲げる対策を全職員が一丸となって取組み、明るく安全で健康的に働けるよう努めております。

(1) 職場の安全衛生への取組み

安全で健康に業務が遂行できるよう、職場の安全衛生に係るチェックリスト を独自に作成し、定期的に巡回・点検し、必要に応じて改善するなど労働災害 の未然防止に努めております。

	平成27年度職場点検チェックリスト(本部)			
点検日時	平成28年1月18日(月) 午前9時~10時30分			
点検場所				
点検者	衛生委員: 編集			
		Water Barrier		
	点 検 項 目	チェック	要改善	改善日
1	室内の温度、湿度等は適正(快適)か。目安は温度17~28℃温度40%~70%	0		
2	室内の照明の照度は適正か。	0		
3	照明器具やブラインドの破損等はないか。	一部		
4	騒音源、振動源となる機械等は適正な場所に配置され、必要な措置がなされているか。	0		
5	換気設備は正常、効果的に稼動しているか。	0		
6	適度な換気を行っているか。	0		
7	異臭気の発生、ほこり、ちりの充満はないか。	0		
8	分類がきちんとされているか。	0		
9	コンセント、テーブルタップなどの電気器具は破損やほこりの堆積、過熱がないか。		0	H28.1.2
10	通路を横切る配線はカバーやテープで固定されているか。		0	H28.1.2
11	適切な防護具(安全靴、手袋、ヘルメット)が備えられているか。※該当部署のみ	0		
12	教急箱が設置しているか。またその所在が周知されているか。(7階、11階)	-		
13	適切な場所に消火器が設置されているか。	0		
		0	_	

(2) 修繕工事に伴う安全管理への取組み

維持修繕業務や施設管理業務を効率よく適切に実施するため、関係法令等の改正状況や内部諸規程に関する知識の習得のほか、事故防止のための重点チェックやヒューマンエラー事例など安全管理に必要な行動意識や能力向上を目的として毎年定期的に安全管理研修を実施しております。

また、工事担当者にはポケット版「安全法令ダイジェスト」を配付し、常に携行することにより安全管理に対する高い意識を維持しつつ、日々の業務に取組んでおります。

ポケット版 安全法令 ダイジェスト

≪ 外部講師による安全管理研修 ≫





(3) 安全運転への取組み

安全運転講習会の実施

職員が交通法規を遵守し常に安全運転を心がけ、交通事故防止について意 識啓発を図るため、毎年定期的に安全運転講習会を実施しております。

また、当協会の社用車運行における「エコドライブ10」を定め、環境へ の配慮を踏まえつつ安全運転に徹しております。

≪ 外部講師による安全運転講習 ≫



エコドライブ 10

- **ふんわりアクセル「eスタート」**(1) 普段の発進より少し緩やかに発進する。
 (2) やさしいアクセル操作に徹する。

- 加減速の少ない運転 1) 車間距離に余裕をもつ。 2) むやみに加速、減速をしない。 3) できるだけ速度変化の少ない安全な運転をする。
- **早めのアクセルオフ**1) 停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して エンジンブレーキで減速する。 では、 で減速する。 減速、坂道を下るときにはエンジンブレーキを活用する。
- エアコンの使用を控えめに (1) 気象条件に応じて、こまめに湿度・風量の調整をおこなう。 (2) 夏場は設定温度を下げ過ぎない。

- **アイドリングストップ**(1) 無用なアイドリングをおこなわない。
 (2) 待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際には イドリングをおこなわない。

イ こども110番活動の実施

当協会本部及び全てのサービスセンターを、神奈川県警察本部に「こども 110番のいえ」として登録し、子どもや女性、高齢者を犯罪から守るボラ ンティア活動に積極的に参加しています。

所有する全車両には「こども110番のくるま」の ステッカーを貼付して走行することにより、地域住民 の防犯意識を高め、安全で安心できる地域社会の実現 を目指しています。



ウ 無事故事業所顕彰

神奈川県安全運転管理者会連合会は、毎年「事故防止コンクール」が主催 されており、適正な安全運転管理のもと無事故事業所として顕彰いただいて おります。

(4) 協同組合主催による安全大会に参加

緊急修繕指定店により組織する「中小企業等協同組合法」に基づき設立された 神奈川県住宅保全協同組合の主催により、労働災害ゼロを目指し「みんなで進 めようリスクアセスメント目指そう職場の安全・安心」をスローガンに掲げ、 毎年「安全大会」が開催されており、当協会職員も積極的に参加し、災害のな い職場づくりに向けた意識の高揚と相互の連携強化を図っております。

≪ 神奈川県住宅保全協同組合主催安全大会 ≫





6 その他

(1) 各事務所にAEDを完備

当協会では、職員及び来訪されるお客様の不測の事態に備え、本部及び各サービスセンター事務所にAED(自動体外式除細動器)を配備しております。本部及びサービスセンター職員は、119番通報から救急隊が到着するまでの間に適切な救急措置が図れるよう、心肺蘇生法及びAED操作方法等の実技講習を受講しております。









(2) 車載用救急セットを全車両に搭載

大規模災害や事故発生における応急措置 又は提供することにより、緊急時の応急措置 活動に参画するとともに広く地域社会に貢 献することを目的として車載用救急箱を全 車両に搭載しております。

搭載にあたっては管理マニュアルを作成 し、適切に維持管理しております。



(3) 未病を治すかながわ宣言協力活動

神奈川県では「未病を治すかながわ宣言」を発表し、健康長寿日本一を目指して様ざまな活動を展開しております。

当協会は、この趣旨に賛同し、県に登録させていただき、「未 病を治す」取組みや活動をホームページに掲載するほか、各事 務所にパンフレットを配架するなど、積極的な広報活動に努め ております。

